

仙台市役所本庁舎建替基本計画検討委員会設置要綱

(平成30年9月28日市長決裁)

(設置)

第1条 仙台市役所本庁舎の建て替えの基本的な計画を定める仙台市役所本庁舎建替基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するにあたり、有識者等の意見を反映させるため、仙台市役所本庁舎建替基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、基本計画に係る次の事項について協議を行う。

- (1) 新庁舎の敷地の利用に関すること
- (2) 新庁舎の棟数、配置、高さ、形状及び設備に関すること
- (3) 新庁舎の内部の各用途に関すること
- (4) その他基本計画に係る必要な事項に関すること

(構成)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、市民その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から基本計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、財政局理財部本庁舎建替準備室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、基本計画の策定の日限り、その効力を失う。